（民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第三条　民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六十二条（見出しを含む。）中「共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則」を「共有、管理等に関する非訟事件に関する手続規則」に改める。

（民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部改正に伴う調整規定）

第四条　民訴法等一部改正法施行日が施行日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

○最高裁判所規則第十六号

会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月十五日

最高裁判所

会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則

会社非訟事件等手続規則（平成十八年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の見出し中「非訟事件」の下に「及び公益信託に関する法律の規定による非訟事件」を加え、同条第一項中「非訟事件」の下に「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の規定による非訟事件」を加える。

附　則

この規則は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

府　令

○内閣府令第百一号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十二月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融等デリバティブ取引）	（金融等デリバティブ取引）
第十三条の二の三　法第十条第二項第十四号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	**第十三条の二の三**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）	二　当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの	ロ　算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの
三　［略］	三　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
（国際協力排出削減量の取得等）	（算定割当量の取得等）
第十三条の二の六　法第十一条第四号に規定する内閣府令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。	**第十三条の二の六**　法第十一条第四号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。
（特定取引勘定）	（特定取引勘定）
第十三条の六の三　［略］	**第十三条の六の三**　［同上］
2　前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。	2　［同上］
［一～十五　略］	［一～十五　同上］
十六　法第十一条第四号に掲げる業務に係る国際協力排出削減量の取得又は譲渡	十六　法第十一条第四号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡
十七　［略］	十七　［同上］
［3～5　略］	［3～5　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。